

東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成30年条例第33号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公益財団法人東京市町村自治調査会」を「次に掲げる団体」に改
め、同項に次の各号を加える。

- （1）公益財団法人東京市町村自治調査会
- （2）公益社団法人東大和市シルバー人材センター

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。